「小樽市屋外広告物条例の一部改正について(原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数

2人

2 意見等の件数

6件

3 上記2のうち計画等の案を修正した件数

0件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
	「行為者等は、広告物又は掲出物の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない。」とあるが、「定期的」を「1年以内」などと定量的にすべきである。	今回の条例改正で点検義務を課す広告物の許可の有効期間は3 年以内であり、許可の有効期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、継続の許可申請時に点検結果を提出する必要があることから、結果として、3年以内ごとの点検を求めていることになります。
2	点検結果を市長に報告とあるが、国土交通省ホームページ抜粋に示される都道府県知事への報告との関係が不明。都道府県知事への報告により、知事が何らかの責任を負うのであれば北海道知事にその任を担当させてもよいのではないか。	本市は、景観法に基づく景観行政団体であることから、屋外広告物法の規定により、北海道から権限の移譲を受けています。市長が許可した広告物に係る点検結果の報告であることから、都道府県知事ではなく、市長に報告することになります。
3	小樽市における現状が不明だが、議会においては 罰則規定の設置有無について審議すべきである。	今回の条例改正で点検義務を課す広告物が許可に付された条件に違反する場合や継続の許可を受けない場合は、現行条例の罰則規定で対応できるものと考えております。
4	簡易広告物は点検を要しないことになっておりますが、これも点検の必要があると思います。 簡易広告物が倒れていたり、壊れて周辺に破片が 散乱していたりする場合、歩行者がつまずいたり、 自転車がパンクしたりする危険があると思います。 設置箇所がずれていた場合、視界を悪くし交通事 故を招くかもしれません。	簡易広告物に定期的な点検義務を課していませんが、行為者等 (広告主、広告主から委託等を受けて、広告物を表示し、又は掲 出物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する 者)は、条例により、広告物又は掲出物件に関し、補修その他必 要な管理を行い、良好な状態に保持することが求められることか ら、簡易広告物についても日常的に異常がないことを確認する必 要があります。
5	点検する項目、点検の必要性、資格者の必要性等について、画一的に設定するのではなく、地域性やその場所の地理条件等に配慮して、その都度、適した対応ができるようにした方がよいと思いました。例えば、海岸線に近い地域なら塩分を含む風等で、構造物の風化が激しいと予想されますし、雪の多い地域は雪による倒壊が予想されます。子ども、または高齢者が多い地域の住民行動の違いや、自動車通行、自転車通行、歩行の割合の差で、危険度も変わると思います。	平成31年4月以降に提出する広告物の継続の許可申請に添付する「屋外広告物点検結果報告書」に、広告物の各部材の劣化、腐食、さびの発生状況などの具体的な点検項目を新たに示すとともに、一定規模を超える広告物に関しては、有資格者による点検を求めておりますので、海岸線が近い、積雪が多いなどの地域性や地理条件などについては、これらの点検を行うことで対応できるものと考えております。
6	No.4及びNo.5の意見に関連して、住民や観光客からの声等を聞き、即、柔軟に対策できる仕組みも欲しいです。	危険な広告物等に関する連絡や情報提供については、本市へ御連絡をいただければ、市が状況を確認するとともに、関係者への対応を行います。また、北海道と一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会(北広連)が連携し、「屋外広告セーフティホットライン」を開設しており、危険な広告物に関する連絡や相談をFAX又はメールで受け付けております。 屋外広告セーフティホットライン連絡先(北広連) FAX 011-641-1560 E-mail hokouren@isis.ocn.ne.jp